





# ターゲット検証プロトコル

TWG-PRO-002 | Version 2.1 April 2021

# 

1. 前書き	3
1.1. ターゲット検証プロトコルの使用方法	3
2. SBTi とそのターゲット検証プロセス	4
2.1. SBTi チーム構造	4
3. ターゲット検証プロセス	6
3.1. SME 検証オプション	6
3.2. 金融セクターのオプション	7
3.3. 標準の企業検証オプション	8
3.3.1. 初期スクリーニング	9
3.3.2. ターゲット検証チームの割り当て	13
4. 利益相反ポリシー	17
4.1. ターゲットの割り当て	17
4.2. COI とは何ですか?	17
5. 野心の最小しきい値	19
6. ターゲット分類プロトコル	23
7. ターゲット再計算プロトコル	28
7.1. 古いターゲットの更新と編集	29
7.1.1. 必須の再計算	29
7.1.2. 新しいターゲットの提出	30
7.1.3. 自主的な目標の野心の更新	30
8. SBTi 基準の評価	33
9. セクター固有の要件	59
10. ターゲットの文言要件	65
付録 1:ドキュメントの履歴	67

### 1. 前書き

Science Based Targets イニシアチブ (SBTi) は、企業に、ターゲット検証サービスを通じて、技術専門家のチームが独自に排出削減ターゲットを検証するユニークな機会を提供します。 このサービスをサポートするために、ターゲット検証プロトコルでは、ターゲット検証プロセス中に実行される手順と手順について説明しています。 このプロトコルは、透明性を高め、ターゲット検証サービスの信頼性と一貫性を確保することを目的としており、基準の変更を反映するために毎年更新されます。

セクション 1 では、検証プロトコルを紹介し、他の SBTi リソースと一緒に使用する方法の概要を説明します。 プロトコルのセクション 2 では、SBTi の構造と、ターゲット検証プロセス全体に関与するチームの役割について概説しています。 検証プロセスの各ステップについては、セクション 3 で詳しく説明します。各提出物の独立した公平で客観的なレビューを確実にするために従う利益相反ポリシーについては、セクション 4 で詳しく説明します。セクション 5 では、最小の野心の内訳を示します。絶対的アプローチとセクターベースのターゲット設定アプローチの両方に使用されるしきい値。 セクション 6 では、長期的な温度目標に対してターゲットを分類するためのプロトコルを紹介し、セクション 7 では、ターゲットの再計算と再送信に使用されるプロトコルの概要を説明します。

セクション 8 に示されている基準表は、各 SBTi 基準が検証チームによってどのように解釈および評価されるかを説明しています。 セクション 9 のセクターガイダンスの概要には、さまざまなセクターで事業を行っている企業が考慮しなければならない特定のガイダンス、ツール、および仮定がリストされています。 セクション 10 は、ターゲットの文言要件をまとめたものです。

# 1.1. ターゲット検証プロトコルの使用方法

ターゲット検証プロトコルは、他の主要な SBTi ターゲット設定リソース、特に SBTi Criteria (Version 4.2)と組み合わせて使用する必要があります。後者は、SBTi によって認識されるターゲットの最小の定性的および定量的基準を定義します。 このプロトコルは、企業がこれらの基準を解釈し、検証チームによる評価方法を理解するのに役立ちます。

絶対的およびセクターベースのアプローチに使用される野心のしきい値は、企業が目標の評価に使用される最小の定量的値を理解しやすくするために、プロトコルに要約されています。これらの値の導出については、科学に基づく目標設定の基礎に関する論文で説明されています。この論文では、SBTi が現在承認しているさまざまな科学に基づく目標設定の方法とシナリオについても説明しています。

### 2. SBTi とそのターゲット検証プロセス

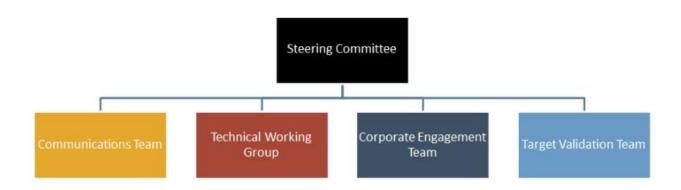
# **2.1. SBTi** チーム構造

Science Based Targets イニシアチブは、科学ベースの目標設定のベストプラクティスを定義および促進し、採用の障壁を減らすためのリソースとガイダンスを提供し、企業の目標を独自に評価および承認します。また、企業が利用可能な最新の科学に基づいて温室効果ガス(GHG)排出削減目標を設定するためのフレームワークも提供します。このイニシアチブは、CDP、国連グローバルコンパクト、WWF、WRI などのすべてのパートナー組織の従業員で構成されるグローバルチームです。以下の図1は、SBTi の構造を示しています。各チームは、科学に基づいた目標設定を標準的なビジネス慣行にするという全体的な使命に貢献しています。

- **運営委員会 (SC)**: SBTi の最高管理レベルの組織。 運営委員会は、4 つのパートナー組織 のそれぞれの 1 人のメンバーで構成されています。 ターゲット検証プロセスのコンテキストでは、固有のターゲット設定の質問または状況がフィードバックのために運営委員会に持ち込まれます。 ターゲット検証チームと技術作業部会がターゲット検証の決定について合意に 達することができない場合、ターゲット検証は、SBTi 内での意思決定の最終的な権限を持つ機関として SC にエスカレーションされます。
- コーポレートエンゲージメントチーム (CE):外部と向き合うエンゲージメントマネージャーで構成されるチーム。SBT の設定を検討する際に、さまざまな地域の企業をサポートします。 CE チームは、企業が科学に基づく目標を設定することを約束する前、最中、および後に、企業と協力します。.
- ターゲット検証チーム(TVT):ターゲットの検証を実施する機能を持つ技術専門家のチーム。これは、提出物を処理し、すべてのターゲット提出物の初期スクリーニングを実施し、各提出物に検証チームを割り当てる SBTi 管理チームで構成されています。検証チームは、主任レビューア(LR)と任命された承認者(AA)で構成されます。LR は、提出物のデスクレビューを実行し、成果物(承認されている場合は、ターゲット検証レポートと証明書)を準備し、必要に応じてフィードバックコールを編成し、検証プロセス全体を通じて会社とSBTi の間の連絡窓口として機能します。AA は、完了したデスクレビューのピアレビュー担当者として機能します。すべてのターゲット提出について、割り当てられたLR と AA は、セクション 4 で詳述されている利益相反ポリシーに従って 2 つの異なるパートナー組織によって採用されます。.

- **テクニカルワーキンググループ(TWG)**: セクター固有の方法論、ツール、およびガイダンスの開発に関与する技術専門家で構成されるチーム。 TWG チームは、SBT 手法に関する技術基盤研究を実施し、気候科学の最新の開発を追跡します。 チームは、必要に応じてターゲットの検証も支援します。
- **コミュニケーションチーム:** 検証プロセスの主な機能であるターゲットの公表を調整する チーム。 チームは、パブリックターゲットデータベースも管理します。.

#### 図 1.SBTi チーム構造



### 3. ターゲット検証プロセス

ターゲット検証プロセスは、ターゲットの受信から最終決定およびフィードバックの伝達まで、いくつかのステップで構成されています。 ターゲット検証プロセスは、SBTi ターゲット検証サービスに分類されます。 このサービスでは、3 つの異なる検証オプションを利用できます。:

- 1) 中小企業 (SME) のターゲット検証
- 2) 金融機関のターゲット検証
- 3)標準的な企業ターゲットの検証

ターゲット検証サービスの詳細については、Corporate Manual を参照してください。

#### **3.1. SME** 検証オプション

中小企業(SME)は、専用の SME ターゲット検証ルートを介してターゲットを提出する権利があります。 SBTi によるターゲット検証の場合、SME は、500 人未満の従業員を雇用する非子会社の独立した会社として定義されます。

SME 目標設定レターに署名することにより、SME は:

- 指定された時間枠内で GHG プロトコルの規則に従って、選択された科学ベースのスコープ 1 および 2 の目標の達成に向けて取り組みます。
- スコープ 3 の排出量を測定して削減します。 SBTi は、SME が特定のスコープ 3 の目標を 設定する必要はありませんが、スコープ 3 の排出量を検討する際に、企業が SBTi の基準とベ ストプラクティスの推奨事項に注意を向けることを奨励しています。
- 全社的なスコープ 1 および 2 の GHG 排出インベントリーと、公表されている目標に対する進捗状況を毎年公表します。 企業は、GHG プロトコルの企業基準とスコープ 2 ガイダンスに従うものとします。

以下の表 1 は、SME が利用できるスコープ 1 および 2 のターゲットオプションを示しています。 企業がこれらのオプションの 1 つを選択し、SME 目標設定レターに記載されている他の要件を満たしている場合、提出物は有効と見なされます。

表 1.SME スコープ 1 および 2 の科学ベースのターゲットオプション

TWG-PRO-002

1.5℃目標を基準としたオプション 「 は、2030 年までにスコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量を、20年を基準として%削減することを約束します。また、スコープ 3 の排出量を測定し、削減することを約束します。」 □ 2018 年を基準として 50%削減 □ 2019 年を基準として 46%削減 □ 2020 年を基準として 42%削減
2℃を大幅に下回るオプション 「 は、2030 年までにスコープ 1 およびスコープ 2 の GHG 排出量を、20年を基準として%削減することを約束します。また、スコープ 3 の排出量を測定し、削減することを約束します。」 □ 2018 年を基準として 30%削減 □ 2019 年を基準として 28%削減 □ 2020 年を基準として 25%削減

# 3.2. 金融セクターのオプション

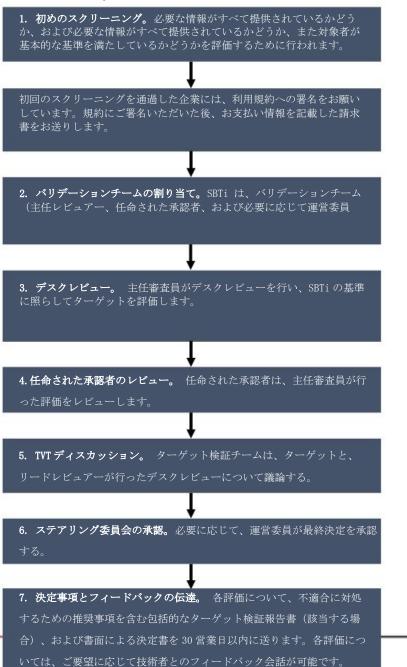
2020年10月、SBTi は金融機関(FI)向けの目標設定フレームワークを正式に発表しました。 金融機関のための特定の基準とガイダンスが開発され、すべての関連する金融機関が従わなければなりません。金融機関向けの目標設定基準を補完するための目標設定プロトコルは現在開発中です。

金融機関は、スコープ 1 および 2 の目標を SBTi の標準的な企業ルートで部分検証に提出することができます。部分検証に提出されたターゲットは、たとえすべての基準を満たしていても、SBTi によって正式に認められ、公表されることはありません。

### 3.3. 標準的な企業の検証オプション

中小企業と金融機関以外の企業のターゲット検証プロセスは、図 2 に示すようないくつかのステップで構成されています。

図 2. ターゲット検証プロセスのステップ



TWG-PRO-002

### 3.3.1. 初期審査

企業からの提出物を受け取ると、検証チームは初期審査を行います。初期審査では、提出されたフォームを最初に高レベルで評価し、その完全性と企業のバリデーション資格を確認します。また、初期審査では、表 2 に示すいくつかの基準への適合性を評価します。なお、この段階ではすべての基準が評価されるわけではありません。

- a) 最初の審査に合格しなかった場合、TVT による正式なデスクレビューは行われません。 その後、不適合の理由と再提出における修正事項を示した決定書が発行され、企業に送 付されます。企業は推奨された変更を行い、直ちに SBTi に再提出して、再度初期審査を 受けることができます。
- b) 最初の審査に合格した場合、次の段階に進み、TVT による正式なデスクレビューを受けることになります。企業は一次審査を通過したことを通知する電子メールを受け取り、利用規約に署名し、検証サービスに関連する請求書の発行についてなど、次のステップに関して通知されます。対象となる検証サービスは両当事者が利用規約を完全に締結した時点で開始され、30営業日以内に実施されます。

#### 表 2. 初期審査のステップ

ステップ	審査方法	審査結果
提出された書類は、会社が以下のいずれかのケースに属するか を判断するために審査されます。		
I. 参加資格 チェック	石油・ガス部門は、探鉱・生産活動を行う企業に加え、バリューチェーンの中で化石燃料に関連する活動(販売や流通に関わるもの)から収益の50%以上を得ている企業と定義されています。	企業が石油・ガス部門に属する場合、 現時点では提出物を審査することは できません。これらの企業は、審査 のためにターゲットを提出する前に、 関連部門の開発が完了するのを待つ ようにお願いします。

TWG-PRO-002

提出された書類は、その企業が金融機関で事業を行っているかどうかを評価するために審査されます。SBTiでは、金融機関を、預金、融資、投資、通貨交換などの金融・と金銭取引の取り扱いを事業とする企業と定義しています。企業と定義しています。企業と定義である。というないであれば、その企業は免しているのであれば、その企業は免職機関とみなされます。ない、現発金融機関は現在のところプロジェクトの対象外である。

企業が金融機関に分類された場合、 その企業は SBTi の金融機関フレー ムワークを通じて目標を提出するよ う求められます。スコープ 1+2 の目 標は、部分的な検証のために提出す ることができます。

また、提出物は、組織のタイプに応じて審査されます。 SBTiは、都市、地方自治体、教育機関、非営利団体のターゲットを検証しません。

検証は行われません。

TWG-PRO-002

	中小企業(従業員数500名 未満独立企業であり、子会 社でない企業)は、標準ルートではなく、中小企業向 けの合理化されたプロセス を用いてターゲットを検証 する必要があります。	中小企業は、合理化されたルートに変 更されます。検証は行われません。
II. フォー ムの完成度	提出物は、フォームの必要 箇所が記入されているかど うかを判断するために審査 されます。	フォームに不備があり、主要な 情報が欠けている場合、情報不 足のために提出物を評価するこ とはできません。
III. スコープ 3 - スクリー ニング	提出書類は、企業が完全な スコープ3のスクリーニン グまたはインベントリーを 実施したかどうかを評価す るために審査されます。	スコープ1と2のみの部分的な検証を選択しない企業の場合、スコープ3の温室効果ガススクリーニングまたはインベントリが不完全だと、提出書類は最初の審査段階を通過しないことになります。
IV. スコープ 3 - ターゲッ ト	提出書類は、温室効果ガスインベントリへのスコープ3排出量の貢献度を評価するために審査される。スコープ3の排出量が総排出量の40%以上を占める場合、提出書類はさらに検討され、企業がスコープ3の目標を設定しているかどうかが評価されます。	スコープ3の排出量が総排出量の 40%以上で、目標が設定されていな い場合、提出書類は最初の審査段階 を通過しません。

TWG-PRO-002

V. タイムフレ ームのチェック	提出物は、すべての関連するターゲットに対して、有効な目標年が設定されているかを確認するために審査されます。	企業が、対象となる排出に対して、 有効な目標年を持つ目標を設定して いない場合、提出物は最初の審査段 階を通過しません。
VI. オフセッ トの有無	会社が提出フォームにオフ セットの使用を示している かどうかを判断するために 提出物がレビューされま す。	企業が目標を達成するためにオフセットを使用している場合、提出書類 は最初の審査段階を通過しません。
VII. 削減貢献 (回避される 排出量)	提出物は、会社が提出フォ ームに削減貢献の使用を示 しているかどうかを判断す るために審査されます。	企業が目標を達成するために削減貢 献を利用している場合、提出書類は 最初の審査段階を通過しません。

# 3.3.2.ターゲット検証チームの割り当て

対象となる提出物ごとに、主任レビューアと任命された承認者で構成される検証チームが割り当てられ、利益相反の可能性を回避する。これは、第4章で詳述する利益相反プロセスによって決定されます。

主任レビューア は、企業と SBTi の間の主要な連絡先となります。また、バリデーションチームを割り当てる際には、以下のルールが考慮されます。

- 主任レビューアと任命された承認者は必ず異なるパートナー組織から選ばれます。
- また、企業がターゲットを再提出する場合は、可能な限り同じ検証チームを配置し、継続性を確保しています。

# 3.3.3. デスクレビュー

● 検証チームが任命されると、ターゲットの提出フォームとすべての添付書類が SBTi の基準と推奨事項に照らして評価されます。

- 主任レビューアは、企業が提出フォームおよび添付書類に記載した情報の正確性、関連性、完全性、一貫性、および透明性を徹底的に評価します。
- 企業から明確な説明や追加の情報が必要な場合、主任レビューアは問い合わせログを使って企業に問い合わせし、必要な情報を得ることがある。問い合わせは、このプロセスだけでなく、どの段階でも会社に送られることがある。必要と判断された場合、主任レビューアは企業の提出書類の特定の箇所を明確にするために電話での問い合わせを要求することがある。主任レビュアからの問い合わせの内容は多岐にわたりますが、ターゲットが SBTi の基準に照らして正しく評価されているかどうかを確認することに重点が置かれます。一般的な質問テーマには、温室効果ガス会計プロセスの明確化、導入した仮定や計算方法の質問、ターゲット提出フォームで企業が提供したデータの正しい解釈の確認などがあります。
- 企業は、利用規約への同意から 30 営業日以内に決定を受けるために、2 営業日以内に主任レビューアから送られた問い合わせに回答する必要があります。2 営業日以内に回答しなかった場合、SBTi は 30 営業日以内の決定または成果物の準備を保証することはできません。企業が SBTi のガイドラインを逸脱した目標設定の表現を使用している場合にも、決定が 30 営業日よりも遅れる可能性があります。
- デスクレビューを完了するために必要なすべての情報を提供することは、企業の責任です。提供された情報が、少なくとも2回の問い合わせを試みた後にSBTiによって不十分であると判断された場合、SBTiはその提出物を非準拠とみなすことがあります。デスクレビューでは、目標設定の表現がSBTiのガイドラインに準拠しているかどうかも評価されます。これは、必ずしもターゲットが承認されることを意味するものではありませんが、このプロセスは、企業のターゲットが最終的に承認された場合の遅延を避けるために行われます。
- デスクレビューが完了すると、主任レビューアはピアレビュープロセスのための成果物と評価結果の草案を作成します。

#### ボックス 1: 問い合わせと不適合の違い

主任レビューアは「問い合わせフォーム」を使用して、提出フォームで明確でない要素を明らかにしたり、SBTiの基準への準拠・非準拠を判断するために必要な追加情報を要求したりします(例:企業は原単位目標を提出したが、その目標達成可能性を評価するために必要な活動データを提供していない)。

情報が不足しているために基準が満たされないことが明らかである場合、または、追加情報の要求が会社にとって相当な時間を必要とする場合には、問い合わせではなく不適合が宣言されます。(例:会社のスコープ3の排出量が総排出量の40%以上で、スコープ3の目標がない場合)。

#### 3.3.4. 任命された承認者のレビュー

- 評価結果と成果物のレビューが、その正確さとターゲット検証プロトコルへの準拠を確認するために、任命された承認者によって行われます。
- 評価結果に関する主任レビューアと任命された承認者の意見の相違は、TVT 会議で解決される。AA が LR の勧告に同意した場合、LR はターゲットに関する共同勧告を TVT 会議での議論のために提示する。

# 3.3.5. ターゲット検証チームとテクニカルワーキンググループの議論

- デスクレビューおよびピアレビューのプロセスが完了すると、評価は TVT ミーティングで議論されます。ミーティングは毎週行われます。
- TVT の会議で評価結果を決定できない場合は、決定がなされるまで、より広い範囲の TWG でさらに議論されます。
- 何らかの理由で TWG が評価結果について最終的な決定を下すことができない場合、案件は SC に渡され、最終的な決定が下されます。

# 3.3.6. 最終承認

TWG-PRO-002

- TVT と TWG の双方が評価結果を決定できない場合は、SC が審議し、最終決定を下します。
- 最終的な判断を下した上で、LR は企業のための成果物を完成させます。

#### 3.3.7. 決定事項とフィードバックの伝達

- 提出物は、提出フォームに記載された企業の連絡先に直接送付されます。
- 会社は、評価とターゲットバリデーションの最終的な決定(承認/非承認)に関する詳細な情報を含む、ターゲット検証レポートを受け取ります。
- ターゲット検証レポートに加えて、企業は、成果物が企業に届いた後、ターゲット検証のリードレビュアーとのフィードバックの電話を要求することができます。この場合、企業は担当のLRに直接連絡して依頼する必要があります。SBTiがフィードバックの電話を推奨するのは、判定の結果が非承認であり、企業と話し合うべきフィードバックがある場合のみです。

# 3.3.8. 目標の公表

- SBTi で承認された完全なものについては、最終的な成果物を受け取った後、コミュニケーションチームが目標の公表について企業と直接調整します。
- 「ウェルカムパック」が企業に送付され、ターゲットをどのように紹介・伝達するか、 SBTi のロゴをどのように使用できるか、SBTi の承認をどのように参照するかが説明されます。
- SBTi は、成果物を送付する際に公開日を提案しますが、これは通常は成果物が送付された日から1ヶ月後になります。SBTi は、承認されたターゲットの公開/発表日を延期する要請を受け入れることができますが、企業に承認が送られた日から6ヶ月以内に発表される必要があります。企業が6ヶ月以内にターゲットを発表しないことを要求した場合、そのターゲットは有効ではなくなり、検証のためにターゲットを再提出する必要があります。
- 承認された企業はすべて、「目標が設定された企業」として、当社の「温室効果ガス削減活動を行っている企業」のウェブページに掲載されているほか、パートナー企業である We Mean Business や CDP のウェブサイトにも掲載されます。

SBTi は、風評被害、SBTi リソースに記載された要件への不遵守、事業の変更に関して SBTi への連絡を怠った場合 (例:合併や解散により事業体として存在しなくなった) などの理由により、自己の裁量で、承認されたターゲットを持つ企業のリストやパートナーのウェブサイトから企業を削除する権利を有します。

### 4.利害の対立に関する方針

#### 4.1. 対象となる課題

利害の対立(COI)がある SBTI パートナー組織は、評価プロセスから除外されなければなりません。すべてのパートナーが COI を持っている場合、検証の結果は全会一致でなければなりません。また、検証は SBTi 運営委員会の承認を得なければなりません。これは、独立した、信頼できる、客観的なターゲット検証プロセスを確保することを目的としています。

### **4.2.** どのような状況が COI とみなされるのか?

査読者の公平性や独立性が危険にさらされる状況は、すべて COI とみなされます。より具体的には、COI には以下のものが含まれますが、これらに限定されてはいません。

- パートナー組織のメンバーが、彼らのターゲットとなる企業にアドバイザリーサービスを提供するために、何らかの金額を支払う場合。
- 企業が SBTi パートナー組織のいずれかに多額の資金を提供する場合(例:パートナーシップ、サービス提供、寄付として)。SBTi パートナー組織は、科学的根拠に基づくターゲット検証の決定に影響を与えることを目的とした資金を受け取らないものとします。これは、助成金、スポンサーシップ、サービスの販売、またはその他の収入にも同様に適用されます。
- 以下の質問に対する LR の肯定的な回答。
- 1. 提案されているターゲットの開発に何らかのレベルで関わっていますか、または関わったことがありますか?
  - 2. 会社や他の関係者に関するビジネス開発に関わっていましたか?
  - 3. 会社にコンサルタントなどのサービスを提供していますか?
  - 4. 企業での仕事上の経験やビジネス上の関係はありますか?
  - 5. その他、会社や関係者に何かサービスを提供したことはありますか?

- 6. あなたは会社やその他の関係者と政治的、宗教的、または私的な関係を持っていますか?
- 7. あなたの雇用主と会社やその他の関係者との間に、ビジネス上の関係はありますか?
- 8. 企業または関係者から何らかのサービス(ローン、住宅ローンなど)を受けていますか?
- 9. あなたの雇用主は、会社やその他の関係者と政治的、宗教的、私的な関係を持っていますか?
- 10. あなたの雇用主は、この目標提出に関与していますか?(コンサルティングやアドバイザリー、事前審査など)。
- 11. あなたの雇用主は、企業または他の関係者から何らかのサービス(ローン、住宅ローンなど)を受けていますか?
- 12. あなたの家族は、会社やその他の関係者から何らかのサービス(ローンや住宅ローンなど)を受けていますか?
- 13. 会社や関係者、製品やサービスに対して、良い印象や悪い印象をお持ちですか?

COI により対象検証から除外された SBTi メンバーが、個人的な利益のために回答を修正したり、検証結果に影響を与えたり、他者を支援したりしようとする行為は、重大な違法行為とみなされ、ケースバイケースで対処されることになります。

### 5. 最低限の野心のしきい値

SBTi では、すべてのターゲットを一貫して評価するために、野心度のしきい値を使用しています。3つの長期気温目標に関連する野心度の閾値を表3に示す。SBTi は現在、これらの野心度の閾値がスコープ3の排出量を対象とする目標にどのように適用されるかを定義する作業を行っています。スコープ3の目標に対する野心度の適用性については、SBTi の基準を参照してください。

スコープ1およびスコープ2の目標の目標は、世界的またはセクターごとの排出経路に沿った ものでなければならず、それぞれ、絶対的縮小またはセクター脱炭素アプローチ(SDA)の目標 設定方法に対応しています。

- **グローバルな排出経路**: グローバルな排出経路と同じ割合で排出量を削減する目標は、 絶対的な縮小の野心の範囲と比較して評価されます。
- **セクターの排出経路**: セクターごとの経路に基づく排出量削減目標。 企業の基準年の排出量と予測される企業の活動の増加を考慮し、関連する SDA の経路に照 らして評価します。

1.5° Cと2° Cよりはるかに低い温度に対応する野心度の範囲は、「Foundations of Science-Based Target Setting」に詳細が記載されており、2° Cの野心度の範囲は、これまでの SBTi 手法で求められていた AR5 RCP2.6 パスウェイ(グローバル)の 10 パーセンタイルと ETP2017 2DS パスウェイ(セクター別)の平均線形削減量(2010-2050 年)に基づいています。

 $2^{\circ}$  C、 $2^{\circ}$  C よりかなり低い温度、 $1.5^{\circ}$  C のシナリオに沿った絶対的な縮小率に加え、 $2^{\circ}$  C (2DS) および $2^{\circ}$  C よりかなり低い温度(B2DS)のシナリオに対する目標をモデル化する SDA パスウェイが存在する。また、発電部門には $1.5^{\circ}$ Cの SDA パスウェイが用意されている。SDA は、IEA ETP(Energy Technology Perspectives)のグローバルセクターシナリオを使用しており、これは排出量と活動量の予測で構成されており、セクターごとの強度パスウェイを算出するために使用されます。 $1.5^{\circ}$ Cに沿った IEA ETP シナリオは現在利用できず、SBTi では現時点で $1.5^{\circ}$ Cの SDA を提供していない(発電セクターを除く)。これは、他のすべての SDA セクターについて、セクターごとの排出量と活動量の内訳を示した適切なシナリオモデルが特定されていないためである。

Table 3. 最低限の目標のしきい値

長期的な温度目標	<b>排出削減方法</b> (絶対値削減目標と SDA 以外の原単位削減目標)	SDA メソッド (SDA の物理的強度 の削減目標)	SBTi のターゲッ ト検証での使用 適格性 (V4.0 と V4.1)
<b>2°C</b> 2100年の温暖化を 2℃以下に抑える確率 は約50%	1.23% 目標期間中の年間削減率	SDA/IEA ETP 2DS シナ リオに基づいて閾値を 決定	スコープ 3 のター ゲットにのみ適用 可能
2°Cを大幅に 下回る目標 現在から 2100 年まで の温暖化のピーク時 を 2℃以下に抑える確 率は約 66%	<b>2.5%</b> 目標期間中の年間削減率	SDA/IEA ETP B2DS シナ リオに基づいて閾値を 決定	スコープ 1, 2 のタ ーゲットに適用可 能
1.5°C 現在と 2100 年の間の 温暖化のピークを 1.5℃以下に抑える確 率は約 50%	<b>4.2%</b> 目標期間中の年間削減率	IPCC のシナリオに基づいて決定された閾値 (電力部門のみ)	スコープ 1, 2 のタ ーゲットに適用可 能

絶対値縮減法でSBTi に提出されたターゲットの年間削減率は、ターゲットのタイムフレーム部分と将来部分の両方について計算されます。なお、SBTi では、絶対値縮減法の計算に、複合縮減率ではなく、年間線形縮減率を使用していますのでご注意ください。

タイムフレームの目標(基準年から目標年までの目標の野心)の計算:(基準年から目標年までの絶対的な削減%)/(目標年-基準年)

TWG-PRO-002

前向きな目標(直近の年から目標年までの目標の野心)の算出: (直近の年から目標年までの残り削減%) / (目標年-直近の年)

#### 実例

ある企業が、「2015年を基準年として、2030年までにスコープ1と2の排出量を80%削減する」という目標を提出しました。この企業の基準年である2015年のスコープ1と2の排出量は1,000tC02eです。同社が提出した時点で入手可能な最新の排出量インベントリは2018年のもので、この時のスコープ1と2の排出量は900tC02eとなっています。タイムフレーム目標と将来的目標の両方が、目標が承認されるための最低目標要件を満たす必要があります。この2つの時間枠の直線的な年間削減率は、以下のように計算されます。

タイムフレーム目標:

$$\frac{80\%}{(2030 - 2015)} = 5.33\%$$

将来的目標:

$$\frac{[(1,000*(1-80\%))/900]-1}{(2030-2018)} \times 100 = 6.48\%$$

#### 再生可能エネルギーの目標

再生可能な電力を積極的に調達する目標は、スコープ 2 の排出削減目標に代わるものとして受け入れられる。 表 4 は、再生可能エネルギー電力の調達に関する最小許容基準を示している。 最新の SBTi の基準に沿った再生可能エネルギー電力の目標は、1.5℃目標に沿ったものとみなされる。

TWG-PRO-002

#### 図41.5℃のための再生可能エネルギー電力の調達基準値

測定値	2025 までに	2030 までに
再生可能エネルギー電力の 調達率(スコープ2の総電 力量に占める再生可能エネ ルギー電力の割合)	80%	100%

TWG-PRO-002

### 6.ターゲット分類プロトコル

企業が GHG 排出量を削減するために採用するターゲットは、「地球温暖化を産業革命前の水準より 2℃以下に抑制し、1.5℃までの温暖化抑制に向けた努力を継続する」というパリ協定の目標を達成するために必要な最新の気候科学の知見に沿ったものであれば、「科学的根拠に基づく」とみなされます。SBTi は、当社の基準に合致するターゲットを検証するだけでなく、特定の長期気温目標に対する個々のターゲットの野心度を分類し、企業がさまざまな気候変動の結果に対するターゲットの状況をよりよく理解できるようにしています。現在、SBTi が分類するのは、個々のスコープ 1 および/またはスコープ 2 の目標と、再生可能電力の調達目標のみです。スコープ 3 のターゲットの温度調整を決定する手順については、今後の課題とする。

# 6.1. ターゲット分類の定義ターゲットの分類ルール

ターゲット分類は、長期的な気温目標に対する企業の排出量削減目標の程度を表しています。 ただし、SBTi は企業のビジネスモデルや戦略の包括的な評価を行っていないため、この分類は 企業の全体的な目標やビジネス戦略が気温目標と一致していることを意味するものではありま せん。また、現在の分類はスコープ3にまで及んでいないため、つまり GHG インベントリをす べてカバーしているわけではありません。

提出されたターゲットは、長期的な温度目標に対して分類される前に、すべての関連する質的および量的な SBTi 基準を満たさなければならない。各スコープをカバーするターゲットは、SBTi 基準への準拠を確認するために評価されるが、スコープ 1 および/またはスコープ 2 の排出をカバーするターゲットのみが、セクション 5 に記載されたしきい値に基づいて、長期的な温度目標との整合性を判断するために現在評価されている。

セクション5の図3は、ターゲットの分類手順が全体の検証プロセスにどのように組み込まれるかを示している。SDA目標を設定しているすべての非発電事業者については、SDAと絶対値縮減の両方の要件を用いて野心度を評価し、より野心的な分類を用いて企業を分類している。

図3. ターゲット分類手順

TWG-PRO-002

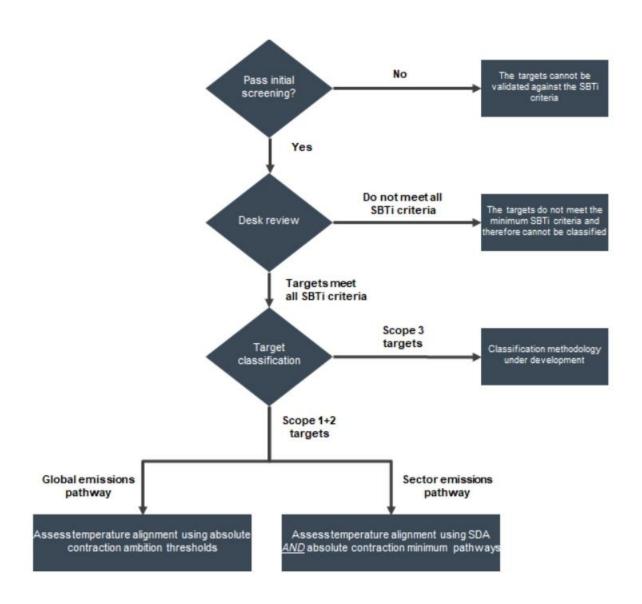


表 5 は、3 つの長期温度目標に対するスコープ 1 およびまたはスコープ 2 の目標を分類するために使用した野心度の範囲を示しています。

TWG-PRO-002

表 5 ターゲット分類の目標の程度

長期的温度目標	<b>目標の程度</b> (グローバル排出経路)	<b>目標の程度</b> (s セクター別排出量経路)
<b>2°C</b> 2100年の温暖化を 2℃以下に 抑える確率は約 50% 2019年 10 月現在、新規ター ゲットの提出では受け付けて いません。	1. 23% ≤ X < 2. 5% 目標期間中の年間削減率	SDA 2DS パスウェイ ≤ X < SDA B2DS パスウェイ
2°Cを遥かに下回る目標 現在から 2100 年の間の温暖化 のピークを 2℃以下に抑える確 率は約 66%	2.5% ≤ X < 4.2 % 目標期間中の年間削減率	X ≥ SDA B2DS パスウェイ
1.5°C 現在と 2100 年の間の温暖化の ピークを 1.5℃以下に抑える確 率は約 50%。	X ≥ 4.2 % 目標期間中の年間削減率	X ≥ 発電部門の SDA1.5DS パ スウェイ

# 6.2. ターゲットの分類ルール

ターゲットは、ターゲットの種類とスコープの範囲に基づいて分類される。表 6 は、さまざまなターゲットとスコープの組み合わせに対する分類ルールをまとめたものです。

表 6. ターゲット作成における分類ルール

TWG-PRO-002

ターゲット	分類の説明
絶対値縮減法でモ デル化したスコー プ1と2を合わせ た絶対値または原 単位の目標値	これらのターゲットは、絶対的な収縮閾値を用いて分類される (上記表 1 の 2 列目)
セクター別脱炭素 アプローチ (SDA) でモデル 化されたスコープ 1 と 2 の複合強度 目標	SDA 法でモデル化されたスコープ 1 と 2 の原単位目標は、Science-based Target-setting Tool および/または SDA Transport tool の Beyond 2°C Scenario (B2DS)、および発電部門の 1.5DS SDA シナリオと比較・分類される。 非発電部門については、排出量の絶対削減量が絶対縮小法による野心度分類の高い方になる場合、その分類の高い方を目標の分類に使用する。
シングルスコープターゲット	複合的なスコープ1と2に加えて、単一のスコープ1またはスコープ2のターゲットが提出された場合は、複合的なスコープ1と2のターゲットに基づいて分類されます。スコープ1またはスコープ2の単独の目標が提出された場合は、スコープ1と2を合わせた排出量の削減量に基づいて分類されます。
再生可能エネルギー目標	再生可能エネルギーの目標が、絶対値/強度のスコープ 1 および 2 の目標に追加されている場合、分類は再生可能エネルギーの目標ではなく、スコープ 1 および 2 の目標に基づいて行われます。現在の SBT のしきい値を満たす再生可能エネルギーの目標は、1.5℃目標に準拠するものとします。
シングルスコープ と再生可能エネル ギーの目標	スコープ1の目標と再生可能エネルギーの目標を1つずつ設定 した場合は、スコープ間の排出量加重平均削減量に基づいて分 類されます。

TWG-PRO-002

	再生可能エネルギー電力の調達目標は、調達した再生可能エネルギー電力の使用に伴う GHG 排出量がゼロであると仮定して、絶対的な削減量に換算する。再生可能エネルギー電力の目標に含まれない暖房、蒸気、冷房関連の排出は、スコープ2の目標野心を算出する際に別途考慮する。
中期目標と長 期目標	中期目標のみが温度目標に対して分類される。長期目標は現時 点では分類されていません。
複数の中期目標	複数の中期的なスコープ 1、2 目標が提出された場合、最も遠い 目標年の目標に基づいて分類される。例:目標年が 2025 年と 2030 年の 2 つのスコープ 1・2 目標を提出している場合、2030 年の目標に基づいて行われます。
SCOPE1, 2, 3 の 複合目標	企業は、複合スコープの目標(スコープ 1+2+3)の内訳、すなわちスコープ 1+2 部分の目標とスコープ 3 部分の目標を提供しなければならない。この場合、企業の分類はスコープ 1+2 の目標のみに基づいて行われます。
スコープ3の目標	企業は、最小限度の目標を超えるスコープ3目標を設定したり、スコープ3目標を更新したりすることを歓迎します。ただし、SBTiは現在、スコープ3の目標を分類していません。

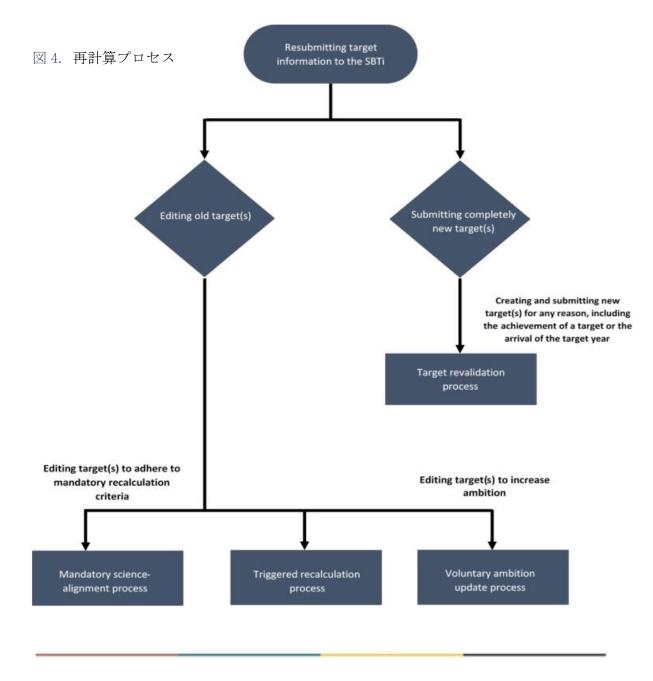
# 6.3. タイムフレーム目標と将来的目標

ターゲットの分類では、タイムフレーム目標(基準年からターゲット年までの目標)のみを考慮します。つまり、将来的な目標(すなわち、最新の年から目標年までの目標)は、ターゲットの分類を決定するためには使用されません。SBTi は、企業の長期的な目標の軌道を最もよく反映するタイムフレーム目標を用いて、評価します。

TWG-PRO-002

# 7. ターゲット再計算プロトコル

企業は、最新の気候科学とベストプラクティスに沿って、承認されたターゲットを見直し、修正することができます。図4は、企業がターゲットを再計算してSBTiに再提出する際の様々な理由及びとりうる選択肢を示しています。



TWG-PRO-002

### 7.1. 古いターゲットの更新と編集

#### 7.1.1. 義務的な再計算

義務的な目標の再計算プロセス - 基準 C23 を満たすための過去に提出したターゲットの更新

<u>C23 - 義務的な目標の再計算</u>:「最新の気候科学やベストプラクティスとの整合性を確保するため、目標は最低5年ごとに見直し、必要に応じて再計算し、再検証しなければなりません。2020年以前に承認された目標を持つ企業の場合、目標を再検証しなければならない最新の年は2025年です。 再計算が必要な承認済みターゲットを持つ企業は、再提出の時点で最新の適用基準に従わなければならない。」

義務的な再計算プロセスで提出する場合、以下のルールが適用されます。

- 過去に提出したすべてのターゲットは、提出時に現在の SBTi 基準に照らして評価されなければなりません。
- 現在のSBTi 基準に沿っていないターゲットは、SBTi のウェブサイトおよび情報阪神から削除されます。企業は、以前に提出したターゲットを編集して、現在のSBTi 基準に沿っているように変更できます。

トリガーによる再計算プロセス-ビジネスの変化や許容範囲を超える除外項目の増加を反映して、過去に提出したターゲットを更新する。

以下の変化が目標の再計算のトリガーとなる。

- スコープ3の排出量がスコープ1,2,3の合計の40%以上になる
- インベントリまたはターゲットバウンダリの除外項目が大幅に変更され、かつ/または除外項目の許容値を超えた場合(スコープ 1 および 2 の排出量の 5%以上、および/またはスコープ 3 の排出量の 33%以上)
- 会社の構造や活動に大きな変化があり(買収、事業分割、合併、インソーシングやアウトソーシング、製品やサービスの提供方法の変更など)、それが会社の目標に影響を与える場合。
- 成長予測などターゲットの算出に使用したデータの大幅な変更 (例:重大な誤りの発見、または複数の累積的な誤りをまとめて重大な誤りとすることなど)
- その他、科学的根拠に基づく目標設定方法で用いられる予測・想定の変更

トリガーによる再計算プロセスで提出する場合は、以下のルールが適用されます。

- 再提出の際には、以前提出したターゲットのうち、影響を受けたもののみを現在の SBTi 基準に照らして評価しなければなりません。
- 変更の影響を受けないアクティブターゲットは、現行の SBTi 基準に合わせる必要はありません。

自主的な目標の更新プロセス - 詳細は 7.1.3 項のボランタリー・ターゲット・アンビションの 更新を参照してください.

### 7.1.2. 新しいターゲットの提出

**ターゲットの再検証プロセス**- 企業が、すでに認定された SBT があるときに、新いターゲットを提出するとき。このような再提出の理由としては以下のものが考えられる。:

- 過去に提出したターゲットを高めるための新しいターゲットの設計
- 目標達成の有無にかかわらず、1 つまたは複数の目標の目標年に到達すること
- 必須の再計算プロセス以外で、現在の SBTi 基準を満たすために新しいターゲットを提出 すること
- 目標年の前に、ターゲットを達成したこと

ターゲットの再検証プロセスで提出する場合、以下のルールが適用される:

- 再提出の際には、新たに提出されたターゲットのみを現在の SBTi 基準に照らして評価する必要があります
- 新しいターゲットの影響を受けないアクティブなターゲットは、現在の SBTi の基準に合わせる必要はありません。

自主的な更新プロセスを除くすべてのオプションについて、企業は、SBTiが関連する変更の性質と影響を評価できるように、更新された目標提出フォームを提出し、目標再検証サービスを介して提出しなければなりません。企業は、新たに提出する目標提出書において、手法、排出係数、仮定、企業構造、インベントリ、および/または目標に関連する変更の原因と影響について詳細な説明を行うことを強く推奨します。

### 7.1.3. 自主的な目標の再計算

自主的な目標再計算は、企業が最新の気候科学を遵守するために目標野心を増やそうとする場合や、前もって目標を達成していて野心を増やそうとする場合に行われます。再計算された目標は、2  $\mathbb{C}$  を十分に下回るパスウェイ、または 1.5  $\mathbb{C}$  のパスウェイのいずれかに沿ったものでなければなりません。

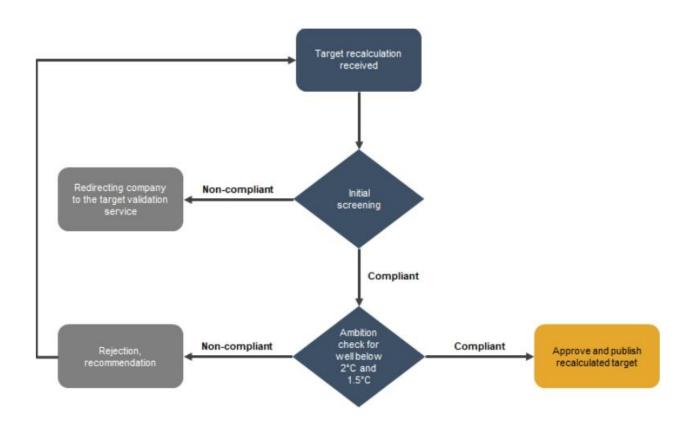
アップグレードしたターゲットの検証を希望する企業は、以下の条件を満たせば、簡略化されたプロセスで SBTi の承認を得ることができます。

- 1. 更新後の目標の基準年および目標年に変更がない
- 2. 当初のターゲットをモデル化するために使用された仮定は、引き続き有効である(例: 重要性の閾値、境界、成長予測、基準年のインベントリなど)。

図5は、企業がアップグレードしたターゲットを再検証する際のプロセスを示しています。:

- 1. 会社が1ページの再計算フォームを提出
- 2. 上記の条件を満たしているかを確認するための初回審査
- 3. 目標の整合性を確認するためのデスクレビュー
- 4. コンプライアンスの最終決定が企業に送られる

#### 図5. ターゲット再検証プロセス



TWG-PRO-002

温度調整の最低基準を満たさない企業には、簡単なフィードバックレターが提供され、目標検証または目標再提出サービスを利用するよう案内されます。このオプションをご希望の場合は、SBTi の目標アップデート提出フォームをご利用ください。

TWG-PRO-002



info@sciencebasedtargets.org www.sciencebasedtargets.org



# 8. SBTi 基準の評価

SBTi 基準は、Science Based Targets イニシアチブで認められるターゲットの最低限の質的・量的基準を概説したものである。検証チームは、提出されたターゲットの承認の際、すべての基準が満たされていることを確認するために、提出フォームと関連文書を確認します。基準の解釈と具体的な要求事項を表7に示す。この表は、審査員が各基準を評価する際の手順や、基準を満たした場合の明確な説明など、より詳細な情報を企業に提供するものである。

検証チームは、すべての企業のターゲットの精査において一貫して基準評価表を遵守し、すべての決定 はこのガイドを用いて正当化されます。1

-

<sup>1</sup>ターゲットの精査において、本ガイドで明示的に取り上げられていない新規の事例が現れた場合、ターゲット検証チームは技術ワーキンググループ (TWG) に相談し、必要に応じて運営委員会に持ち込んで最終的な意思決定を行います。 このような場合、ターゲット検証チームが最終的なターゲットの決定を行うまでに大幅な遅れが生じる可能性があり、SBTi との追加協議の後、プロトコルに従わないターゲットが承認されることは保証されません。必要に応じて、追加情報や決定事項を反映させるために、ターゲット検証プロトコルの関連セクションを更新します。

#### 表 7. 基準の評価方法を示す図

評価基準	バリデーション要件、および推奨事項	評価
C1 -スコープ ターゲットは、「GHG Protocol Corporate Standard」で定義された会社全体でのスコープ1およびスコープ 2 の排出量をカバーするものでなければなりません。	<ul> <li>● 各スコープの排出量が除外の最低基準値(スコープ1、2全体の排出量の5%)を超えている場合、スコープ1(S1)とスコープ2(S2)を含む目標を少なくとも1つ提出しなければならない(複合目標でも、個別目標でもよい)。</li> <li>● S2の排出量については、パーセントベースの排出削減目標でも、再生可能エネルギー電力の調達目標でもどちらでも構いません。</li> <li>● あるスコープがスコープ1と2を合わせた排出量の5%未満であれば、それをターゲットバウンダリから除外することができる。</li> </ul>	以下に該当する場合、基準が満たされたとみなす。  ● S1 と S2 の両方を個別に、あるいは複合的にカバーするターゲットである、または ● S1 または S2 が S1+S2 の合計排出量の 5%未満であり、スコープが目標でカバーされていない場合(例: S1 が S1+S2 全体の排出量の 3%を占めている場合、S2 の排出量は S1+2 の合計排出量の 95%以上であるので、S2 の目標のみが必要となる)  以下の場合は基準は満たされていないとみなす。 ● S1 または S2 の目標が設定されておらず、そのスコープが S1+S2 全体の排出量の 5%以上を占める場合
C2 -有意性のしきい値  企業は、インベントリとターゲットの 境界において、スコープ1とスコープ 2 の排出量を合わせて最大 5%まで除外 することができます。	<ul> <li>● GHG インベントリは、全社の排出量の少なくとも95%を占める必要があります。</li> <li>● すべての除外項目(例:活動、施設)は、それらに起因する排出量の推定値をもって明確に正当化されなければならない。</li> <li>● スコープ1とスコープ2全体の5%未満であれば、特定の地域/事業活動を除外することができる。</li> </ul>	以下に該当する場合、基準が満たされたとみなす。  ● S1 と S2 のインベントリまたはターゲットバウンダリから GHG 排出量が除外されていない、または  ● S1 と S2 の GHG 除外項目をインベントリとターゲットバウンダリに統合

TWG-PRO-002

	特定の地域や事業部門が S1 または S2 から除外されている場合、企業はこれらの排出量が S3 の排出量に関連するかどうかを評価し、GHG プロトコルのスコープ 3 基準の要求に従って 考慮をしなければならない。 ● 特定の地域やビジネスセクションを除外し た場合、除外の合計が 5%以下であることを条件に、C23 の再計算基準に従って、それらの地域やビジネスセクションが大幅に増加した場合には、目標の再計算が必要となります。ただし、公式のターゲットにこれらの地域やビジネスを示すことはできません。	が S1 と S2 の合計の 5%以下である場合 かつ  ・ 除外対象に特定の地域や事業が含まれる場合、C23 の再計算基準に従うことを確認し、公式のターゲットにこれらを含まないこととする  以下の場合基準を満たしていない。 ・ 合理的な理由が提示されていない 1 つ以上の活動の除外が記載されている、または ・ インベントリとターゲットバウンダリにおける S1 と S2 を合わせた GHG の除外項目が、S1 と S2 の総排出量の 5%以上を占める(例えば、ある企業がGHG インベントリから S1 と S2 の排出量の 3%を除外し、ターゲットバウンダリからも 3%を除外し、ターゲットバウンダリからも 3%を除外し、これらの排出量が重複しない場合、除外項目の合計は 6%となる)
C3 - 温室効果ガス	● 京都議定書の削減対象となっているすべて の温室効果ガス (CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、 SF6、NF3) を含まなければならない。	<b>以下の場合、基準が満たされたとみなす。</b> <ul><li>● GHG 除外項目が報告されていない、または</li></ul>
	OIO, MO) & B & AND A WAYA DIAVE.	● 1つ以上の GHG の除外が報告されているが、インベントリおよび目標バウンダリの 5%以下であり、合理的な理由が提示されている。

TWG-PRO-002

ターゲットは、「GHG Protocol Corporate Standard」で要求されてい るように、すべての関連する GHG をカ バーしなければなりません。

- GHG の除外は、明確に正当化されなければならず、S1 および 2 の総排出量の 5%を超えてはならない。
- GHG インベントリは、関連する非 CO2 GHG が不当に省略されていないことを確認するために評価されます。

#### 以下の場合、基準を満たさない。

- インベントリおよび目標バウンダ リの 5%以上に相当する 1 つ以上の GHG の除外が報告されていること、
- または
- 1つまたは複数の GHG の除外が報告 されており、合理的な理由が示されて いない

#### C4 - バイオエネルギーの考慮

バイオ燃料および/またはバイオマス原料の燃焼による直接 CO2 排出量、およびそのような種類のバイオエネルギー原料に関連する隔離された炭素は、企業のインベントリと一緒に記載されなければならず、科学的根拠に基づく目標を設定する際、およびその目標に対する進捗状況を報告する際には、目標境界に含まれなければならない。

- バイオエネルギーを利用している企業は、バイオ燃料および/またはバイオマス原料の燃焼による直接 CO2 排出量をインベントリーと一緒に報告しなければなりません。
- GHGP に基づき、バイオ燃料やバイオマスの燃焼に伴う CH4 や N20 の排出量は、関連するスコープ 1、2、3 のいずれかで報告されるべきである。これは、バイオエネルギーの使用による炭素排出量を正味ゼロと仮定している企業にも適用されます。
- バイオエネルギーを使用する企業は、バイオエネルギー源の方法と再生可能性に関する正当な根拠・仮定を開示しなければなりません。これには、排出係数に関する仮定も含まれます。

#### 以下の場合に基準を満たす。

バイオエネルギーを使用しておらず 排出量/除去量が報告されていない、

#### または

- バイオエネルギーが利用されており、それに伴う CO2 排出量/除去量がインベントリと一緒に報告され、ターゲットバウンダリに含まれていること、かつ
- 関連する CH4 および N20 排出量 が、該当するスコープ 1、2、3 で報告 されていること(1)、

#### かつ

● 企業は、ターゲットに脚注を含めることに同意する(2)、

かつ

TWG-PRO-002

バイオ燃料および/またはバイオマス 原料からの生物起源炭素排出量をニュ ートラルとして計上する場合、企業は その前提条件の正当性を示さなければ ならない。企業は、バイオエネルギー からの N20 と CH4 の排出量を、GHG プ ロトコルで要求されているスコープ 1、2、3のいずれかで報告しなければ ならず、インベントリへの取り込みと 目標値の境界について、生物起源炭素 と同様の要求を適用しなければならな い。企業は、この基準を遵守するため に、このテーマに関する GHG プロトコ ルガイダンスが追加で発表された場合 には、それを遵守することが求められ る。

- また、バイオエネルギーを使用する企業は、SBTi がこれらの排出量/除去量を推定するための特定の方法/係数を承認した場合に、インベントリを更新することを確認しなければなりません。
- バイオエネルギーを使用する企業は、バイオエネルギー原料に関連する排出・除去量が目標境界に含まれていることを確認しなければなりません。これは、企業がバイオエネルギーの使用による炭素排出量を正味ゼロと仮定している場合でも同様です。
- バイオエネルギーを含むターゲットの場合、ターゲット言語に以下の脚注を含める必要があります: "The target boundary includes biogenic emissions and removal from bioenergy feedstocks."
- バイオエネルギーに関連しない生物起源の排出は、インベントリと一緒に報告し、目標境界に含めることを推奨する。バイオエネルギー原料に関連しない温室効果ガスの除去は、SBT への進捗やインベントリでの正味排出量にカウントすることは現在認められていない。

- 企業は、SBTi が推奨する方法が決定するまで、これらの排出量/除去量の計算に使用した方法の詳細を提供し、必要に応じて将来的に数値を調整することに同意する(3)
- なお、バイオエネルギーの使用による 炭素排出量を正味ゼロとする企業も、要件 (1)、(2)、(3)を満たす必要があります。

#### 以下の場合は基準を満たしていない

● バイオエネルギーを利用しているが、 関連する排出・除去量が GHG インベントリ で開示されていないこと、

#### または

• バイオエネルギーが使用されており、インベントリと共に開示され、CH4 と N20 が対応するスコープで報告されているが、関連する排出量/除去量が目標バウンダリに含まれていないこと、

#### または

• バイオエネルギーを利用していることが、インベントリと一緒に開示されており、CH4と N20 は対応するスコープで報告され、関連する排出量/除去量はターゲットバウンダリに含まれているが、「The target boundary includes biogenic emissions and removals from bioenergy feedstocks.」という脚注をターゲットに含めることを拒否している場合。

TWG-PRO-002



#### C5 - 子会社

企業は、子会社レベルではなく、親会 社またはグループレベルでのみ目標を 提出することを推奨する。親会社は、 上記の境界基準に従って、すべての子 会社の排出量を目標提出に含めなけれ ばならない。親会社と子会社の両方が 目標値を提出する場合、親会社の目標 値には、選択したインベントリ連結方 法により子会社が親会社の排出量境界 に含まれる場合は、子会社の排出量も 含める必要がある。

- 企業は、提出書類の中で、すべての階層 の子会社を開示し、どの子会社が GHG インベントリと目標バウンダリに含まれるかを概説 する必要がある。
- GHG インベントリおよび/または目標バウンダリから除外される子会社は、会社によって明確に正当化されなければならない。

#### 以下の場合、要件を満たす。

● GHG インベントリおよび目標バウンダ リにおいて、関連するすべての子会社を報 告・算定している。

#### 以下の場合、要件を満たさない。

● 会社が関連する子会社を報告しておらず、GHG インベントリおよび目標バウンダ リに含めていないこと、

## または

● 特定の子会社を除外するための十分な 正当性が示されていないこと

TWG-PRO-002

#### C6 - 基準年と目標年

ターゲットは、ターゲットが SBTi に 提出されて正式に検証された日から最 低 5 年、最高 15 年をカバーしなけれ ばなりません。

- ターゲットが上半期(すなわち6月末まで)に検証のために提出された場合、ターゲットの時間枠には提出された年を含みます。 下半期に提出された場合、時間枠は翌年の開始時からとなります。
- 例えば、2021年前半に正式な検証のために提出されたターゲットの場合、有効なターゲット年は2025年から2035年の間です。2021年後半に提出されたターゲットについては、2026年から2036年の間が有効なターゲット年となります。
- 長期目標(提出日から15年後の2050年まで)は、追加のオプション目標として検証することができるが、それだけではこの基準を満たすのに十分ではない。長期目標は、関連する目標基準C7とC8が満たされている場合にのみ有効となる。
- 基準年は、過去の完全な暦年または会計 年度を対象とする。
- データが入手可能な直近の年を目標基準 年として選択することをお勧めします。
- SBTi に温室効果ガスインベントリを報告する際には、同じ基準年と直近の年を使用することを推奨しますが、必要に応じてスコープ3ではスコープ1、2とは異なる年を報告することも可能です。

以下の場合、用件を満たす。

● 目標年次は、SBTi, AND に提出した日 から 5 年から 15 年の間であり、

#### かつ、

● 基準年のデータは、過去の完全な暦年 または会計年度のものです。

#### 以下の場合、用件を満たさない。

■ 目標年度が SBTi に提出された日から 5 年以上 15 年以下であること

#### または

- 過去の完全な暦年または会計年度の基 準年データが入手できない場合
- 長期目標(提出日から15年後から2050年まで)のみ提出している

TWG-PRO-002

ただし、スコープ1と2の基準年と最新年は 合致していなければならない。

• なお、中期的な目標と長期的な目標とでは、基準年と目標年を同じにすることが推奨されます。

#### C7 - 現在までの進捗

SBTi に提出された時点ですでに達成されている目標は認められません。SBTi では、目標がイニシアチブに提出された年(または最新の完成した GHG インベントリ)を使用して、将来の目標を評価します。最新の完成した GHG インベントリは、提出年の2年前より前であってはなりません。

この基準は、パーセンテージベースの排出削減目標にのみ適用される。この基準は、再生可能エネルギーの目標には適用されない。

- 提出日までに目標が達成されていないこと
- 提出された最新の GHG インベントリは、提出年度から 2 年以内の完全な年度のものでなければなりません。2021 年の公式検証のために提出されたターゲットについては、提出された最新のインベントリデータは 2019 年より前のものでなければなりません。

ターゲットが絶対的なものである場合

直近の年度が提出年度から2年以内で ある場合、

## ターゲットが絶対的なものであれば、以下の場合に基準が満たされます

● 将来的な目標が、少なくとも年率2.5%の一定の削減率となっていること。

# $\underline{S}$ $\underline{S}$

• 関連する SDA パスウェイを使用して おり、将来的な目標が関連する SDA パ スウェイの閾値と一致している、 または

TWG-PRO-002

● 将来的な目標(すなわち、データの最新年から目標年までの目標)は、少なくとも、2℃を十分に下回る目標のしきい値に沿ったものでなければなりません。

#### ターゲットが強度ベースの場合

SDA のパスウェイが関連する場合

● パスウェイは企業の活動を代表するものでなければならず、将来的な目標は、関連するSDAパスウェイの最低目標基準値、または絶対的縮小アプローチの2℃を十分に下回る最低目標基準値と一致していなければならない。つまり、企業は、最新の排出量および活動データを用いたSDAの結果に基づいて、目標を決定しなければならない。

#### 関連する SDA のパスウェイがない場合

- 会社は、目標とこれまでの進捗を評価できるように、強度目標を絶対的な排出削減量に換算する必要があります。
- 強度目標が絶対的な排出削減量にどのように変換されるかを評価するために、基準年と直近の年の活動量(強度目標の根拠となる活動単位)、および目標年の活動量の予測値をSBTiに提供しなければならない。

● 絶対値での将来的な目標は、年2.5%以上の一定の削減率に沿ったものであること

## ターゲットが絶対的なものであれば、以下の 場合は基準を満たさない

● 将来的な目標が、年率 2.5%以上の 削減率を下回っている。

## <u>目標が強度ベースの場合、以下の場合は基準</u> を満たさない

- 関連する SDA パスウェイを使用して いるが、将来的な目標が関連する SDA パスウェイの最低目標
- 絶対値としての将来の目標が、年率 2.5%以上の削減率を下回る場合 または
- 企業が、ターゲットの将来的な目標 を評価するための活動/成長データを 提供することができない場合

TWG-PRO-002

● 将来的な目標は、最低でも2℃ を十分に下回る野心基準に沿ったもの でなければなりません。

#### C8 - 目標レベル

スコープ1およびスコープ2の目標は、世界の気温上昇を産業革命前と比べて2℃以下に抑えるために必要な脱炭素化のレベルと最低限一致していなければなりませんが、企業は1.5℃の軌道に向けてより大きな努力をすることが推奨されます。目標期間の目標(基準年から目標年)と将来の目標(直近の年から目標年)の両方がこの基準を満たす必要があります。

再生可能な電力の調達目標については、基準 C14を参照。パーセンテージベースの排出削減 目標の場合は、以下を参照してください。

#### <u>ターゲットが絶対的なものである場合</u>

・時間枠の目標(基準年から目標年までの野心)は、最低でも2℃を十分に下回る目標の閾値に合わせなければならない。.

#### ターゲットがインテンシティベースの場合

SDA パスウェイに関係する場合:

● パスウェイは、企業の活動を代表するものでなければならず、時間枠の目標は、関連する SDA パスウェイの最小目標閾値、または絶対的収縮アプローチの 2℃を十分に下回る最小目標閾値と一致していなければならない。

関連する SDA パスウェイがない場合

● 強度目標から得られる絶対的な削減量を開 示すること

# <u>ターゲットが絶対的なものであれば、次のような場合に基準が満たされます</u>

● 時間枠の目標は、少なくとも 2.5%の 年間削減率となっている。

## ターゲットが強度ベースの場合、以下の場合に <u>基準を満たします</u>

- SDA の経路は、企業活動を代表する ものである
- 時間枠の目標が、関連する SDA パスウェイの最小目標閾値と一致していること、

### または

● 時間枠の目標は、絶対値で年率 2.5% 以上の削減率となっている。

## <u>ターゲットが絶対的なものであれば、次の</u> ような場合には基準を満たさない

時間枠の目標が年率 2.5%の削減率より小さいこと。

TWG-PRO-002

	<ul> <li>時間枠の目標は、最低でも、2℃を十分に下回る目標の閾値に沿ったものでなければなりません。</li> <li>様々なセクターのための方法を選択するためのガイダンスについては、このドキュメントのセクション9を参照してください。</li> </ul>	<ul> <li>目標が強度ベースの場合、以下の場合は基準を満たさない</li> <li>● 企業が、強度目標の絶対的な目標を評価するための関連する活動データを提供することができない場合、または</li> <li>● 関連する SDA パスウェイがない場合、強度目標の絶対的な削減量が年率2.5%以上の削減率となっていない</li> <li>● 関連する SDA パスウェイがない場合、強度目標の絶対的な削減量が年率2.5%以上の削減率となっていない、または</li> <li>● SDA パスウェイが利用可能であっても、時間枠の目標が、関連する SDA パスウェイの最低目標閾値と一致していない場合、または年間2.5%以上の削減率となっていない場合</li> </ul>
C9 -絶対値と強度の比較	この基準は、原単位ベースの削減目標にのみ関係します。  ● 強度でノミネーターは会社の活動を代表するものでなければならない  ● 原単位目標は、関連する活動の成長予測と対になっており、原単位目標から得られる絶対的な削減量を開示すべきである。	<ul> <li>以下の場合、要件を満たす:</li> <li>● 原単位目標は、関連する活動データが提供されれば、絶対値で評価することができること</li> <li>● 原単位目標は、関連する活動データが提供されれば、絶対値で評価することができること、かつ</li> <li>● 絶対的な目標は、少なくとも 2.5%の</li> </ul>
		削減率となっている、 <u>かつ</u>

スコープ1およびスコープ2の強度目標は、地球温暖化を2℃以下に抑えるための気候シナリオに沿った絶対的な排出削減目標につながる場合、または企業の事業活動に適用可能な承認されたセクターパスウェイを用いてモデル化された場合にのみ対象となります。絶対削減量は、2℃を十分に下回るという目標に合致した排出シナリオの最小値と同程度の野心的なものでなければならず、また、セクター別脱炭素化アプローチ(SDA)における関連セクターの削減パスウェイに沿ったものでなければなりません。

● 目標は、C8 の要求に沿ったものでなければ なりません ● 強度デノミネーターは、企業活動を 代表するものであること

代表的な SDA 経路がある場合、以下の場合に基準が満たされます

- 強度目標は、関連する SDA パスウェ イの閾値と一致していること、かつ
- 強度デノミネーターは、企業活動を 代表するものであること.

#### 以下の場合、要件は満たされていません

- 関連するアクティビティデータが提供されていない、または不完全であることまたは
- 強度の目標値が、関連する SDA パスウェイの最低目標値と一致していない、または
- SDA のパスウェイが該当せず、強度 目標が C8 に沿った絶対的な排出削減に つながらない場合。

#### C10 - 方法の妥当性

ターゲットは、本イニシアティブが 承認した最新バージョンの手法およ びツールを用いてモデル化しなけれ ばならない。y

- 企業は、その分野に適した正しい目標設定 方法を用いなければならない.
- ターゲットの設定には、最新バージョンの メソッド/ツールを使用する必要があります

ターゲットの開発に承認された SBT 方式が採用されている場合、以下の場合に基準が満たされる。

● ターゲットの設定には最新の手法と ツールが使用されていることかつ

TWG-PRO-002

旧バージョンのツールや手法を使用 してモデル化されたターゲットは、 改訂された手法の発表または関連す るセクター固有のツールの発表から 6 ヶ月以内に SBTi に提出して、正式な 検証を受けることができる。 • 旧バージョンのメソッドやツールは、特に 断りのない限り、アップデート版の発行から 6 ヶ月以内にのみ使用することができます。 • 特定の方法を使用する必要がある セクターに属している場合(例:発 電、販売された製品のスコープ3使用 のための輸送)、適切な方法/ツールを 使用する、

#### または

● 旧バージョンのツール/メソッドを 使用していたが、対応する最新のツー ル/メソッドの発表後6ヶ月以内に目標 を提出した場合

#### C11 -複合的なスコープの目標

スコープを組み合わせた目標(例: 1+2 または 1+2+3)は認められる。複合的な目標を提出する場合、スコープ 1+2 の部分は少なくとも 2Cを十分に 下回るシナリオに沿ったものでなければならず、スコープ3 の部分は C20 で説明されている野心の要件を満たさなければならない。企業のスコープ3 の活動に対して最低目標の野心が指定されているセクターについては、C21 がC11 より優先する。 ● S1+2 を組み合わせた目標は、野心の基準 C7 と C8 に沿ったものでなければならない

• S1、S2、スコープ3 (S3) を組み合わせた ターゲットの場合、S1+2 の部分は基準 C7、C8 に沿ったものとし、S3 の部分は基準 C20 に沿 ったものとする。

## S1+2 の複合ターゲットの場合、以下の場合に 基準を満たす

◆ S1+2 を組み合わせた部分は、基準 C7 と C8 を満たしている

## S1+2+3の複合ターゲットの場合、以下の場合 に基準を満たす

- S1+2 の複合ターゲットが C7 と C8 に 沿ったものであること、かつ
- S3 の部分は基準 C20 に沿っていること

TWG-PRO-002

#### C12 - オフセット

オフセットの使用は、企業の科学的根拠に基づく目標の進捗に対する排出削減量としてカウントしてはならない。 SBTiでは、企業は、自社の事業および/または自社のバリューチェーン内での直接行動による排出削減に基づいて目標を設定することが求められている。オフセットは、科学的根拠に基づく目標を超える追加的な排出削減の資金調達を望む企業のためのオプションとしてのみ考慮されます。

- オフセットは、GHG インベントリや目標バウンダリに含めることはできません
- 提出されたターゲットのうち、短期間で非常に野心的なもの(絶対量で60%以上の削減)については、企業はオフセットを使用せずにこれらのターゲットをどのように達成する予定なのかを正当化する必要があります。

#### 以下の場合は、基準を満たしています

- カーボンオフセットの使用は、企業によって開示されていないか、投稿フォームで認識されていない
- カーボンオフセットの使用について は公表されているが、科学的根拠に基 づく目標の達成にはカウントされない ことを確認している

#### 以下の場合は要件を満たさない

● 自発的またはコンプライアンスに関連した形態のオフセットが、会社の目標の進捗に向けた削減量としてカウントされている場合

#### C13 -排出量の回避

回避された排出量は、企業のインベントリーとは別の会計システムに該当し、科学的根拠に基づく目標にはカウントされません。

● GHG インベントリや目標バウンダリでは、 回避排出量の計上は認められていません。

SBT 設定時に有効でないクレーム例を以下に示します。

- 製品使用者が代替製品と比較して排出量を 「回避できる」と仮定を基に主張している製 品使用ターゲット
- 製品のライフサイクルにおける総排出量が、同等の機能を持つ代替製品よりも少ない ことを主張すること

#### 以下の場合は要件を満たす

- 企業が提出書類の中で、回避された 排出量の使用を開示していないこと、 かつ
- インベントリやターゲットバウンダ リで回避排出量を使用している様子は ないこと

#### 以下の場合は、基準を満たしていない

● インベントリや目標設定プロセスの 一部として回避排出量を使用している ことが明らかである場合

TWG-PRO-002

どちらを使用しているかを開示しなければならない。企業は、両方のアプローチでスコープ2の排出量を報告することを推奨する。しかし、SBTの設定と進捗状況の追跡には、単一の一貫したアプローチを使用しなければならない(例:目標設定と進捗状況の追跡の両方にロケーションベースのアプローチを使用する)。  C15 - 再生可能エネルギー  1.5℃のシナリオに沿った割合で再生可能な電力を積極的に調達するとい	● 再生可能な電力を積極的に調達することに 特化した目標を策定すべきである。	用された方法と一致している。 以下の場合は、基準を満たしていない <ul> <li>企業は、基準年の S2 インベントリーを開示したが、これはターゲットパフォーマンスのトラッキングアプローチと矛盾している場合(関連性がある場合は、基準年と最新年の両方の会計に対する一貫したアプローチを含みます)。</li> </ul> 以下の場合は要件を満たす <ul> <li>目標年度における再生可能エネルギー電力が、2025 年までに少なくとも80%、2030 年までに 100%、および/ま</li> </ul>
C14 -アプローチ  企業は、基準年の排出量を算出し、科学的 根拠に基づいた目標に対するパフォーマン スを追跡するために、GHG プロトコルのス コープ 2 ガイダンスに従って、場所ベース のアプローチと市場ベースのアプローチの	ライン」の使用。これはプロジェクト会計でのみ認められるもので、企業会計とは異なる。  ● 企業は、基準年と最新年のGHGインベントリの両方でS2会計を行うための一貫した手法を選択し、S2目標に対する進捗状況を追跡しなければなりません。	<ul> <li>以下の場合は要件を満たす</li> <li>● 基準年と直近の年の S2 の排出量を計上する方法は同じであること、かつ</li> <li>● S2 目標に対するパフォーマンスを追跡するために使用される方法は、基準年および最新年のインベントリーに使</li> </ul>

SBTi は、RE100の提言に沿って、2025 年までに80%、2030年までに100%の 再生可能エネルギー電力の調達を、こ のアプローチのための閾値(総電力使 用量に対する再生可能エネルギー電力 の割合)として定めました。すでにこ れらの基準値以上の電力を調達してい る企業は、資格を得るために再生可能 エネルギー電力の使用を維持または増 加させなければなりません。

- S2の再生可能エネルギーの目標値は、S2の排出量の少なくとも95%をカバーし、積極的な調達の最低条件を満たしている必要があります。
- すでに最低基準値以上の再生可能エネルギー電力を積極的に調達している企業は、再生可能エネルギー電力の使用比率を維持または増加させることを約束することで、資格を得ることができます。
- 2025年と2030年の間の目標は、以下の条件を満たしていれば受け入れられる。

2026 までに 84%;

2027 までに 88%;

2028 までに 92%;

または2029までに96%

- 目標が、再生可能な電力の「積極的な調達」を明示的に言及していること(再生可能な電力を積極的に調達するためのオプションについては、RE100の品質基準を参照してください)、かつ
- 目標が、会社で消費される電力の少なくとも 95%をカバーしていること。

#### C16 - スコープ3スクリーニング

企業は、「GHG Protocol Corporate Value Chain」(スコープ 3)の報告 基準に基づく各カテゴリーの閾値を 考慮して、関連するすべてのスコープ 3 カテゴリーについて、スコープ 3 のスクリーニングを完了しなければ なりません。

- 企業は、関連するすべてのS3カテゴリー の完全なスクリーニングまたはインベントリーを完了する必要があります。
- 企業は、定量化されていないカテゴリーや、関連性や適用性がないと判断されるカテゴリーについて、十分かつ合理的な正当性を示さなければなりません。
- S3 カテゴリーを選別したり、無視したりする際には、セクター固有の排出プロファイルと、選択した統合アプローチへの準拠を考慮する必要がある。

#### 以下の場合は、基準を満たす

● 少なくとも、関連するすべてのカ テゴリーについて、完全な S3 スクリー ニングを実施していること、

#### かつ

• 排出量が無視できると判断されたカ テゴリーについては、明確な正当性が 示されていること。

TWG-PRO-002

	● 報告される各カテゴリーは、最小バウンダ リ要件を満たさなければならない。 スコープ 3の各カテゴリーの最小バウンダリーの定義に ついては、「Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard」の 表 5.4 (35ページ)を参照してください。	
C17 - スコープ3の目標  企業の関連するスコープ3の排出量 が、スコープ1、2、3の合計排出量の 40%以上である場合、スコープ3の目標を設定する必要がある。天然ガスや その他の化石燃料製品の販売や流通に 関わるすべての企業は、企業のスコープ1、2、3の総排出量と比較したこれらの排出量の割合に関わらず、販売した製品の使用に関するスコープ3の目標を設定しなければならない。	<ul> <li>化石燃料の販売や流通に関与していない企業については、S3排出量が総排出量の40%以上を占める場合、少なくとも1つのS3目標を設定する必要があります。</li> <li>化石燃料の販売や流通に関わる企業の場合、これらの排出量がインベントリー全体にどのように貢献しているかに関わらず、販売した製品の使用に関するスコープ3の目標を設定しなければならない。詳細は基準20.2を参照。</li> </ul>	化石燃料の販売や流通に関与していない企業については、 <b>以下の場合に基準を満たす</b> ● S3 の排出量が S1+2+3 の総排出量の 40%以上であることかつ ● 少なくとも 1 つは S3 の目標が設定 されていること。  化石燃料の販売や流通に関わる企業は、基準 20.2 に従わなければならない。
C18 - バウンダリ	<ul> <li>S3の総排出量の少なくとも 2/3 (つまり67%) について、S3の目標を設定する必要がある。</li> <li>スコープ3の間接的な使用段階での排出やその他の任意の排出源を対象とした目標は、2/3 バウンダリーにはカウントされない。</li> </ul>	以下の場合は、基準を満たす  ● S3 ターゲットは、各 S3 カテゴリー の最小バウンダリを考慮して、S3 排出 量全体の少なくとも 67%をカバーして いること。

企業は、「GHG Protocol Corporate Value Chain Accounting and Reporting Standard」(スコープ 3)に準拠して、各カテゴリーの最小バウンダリを考慮したスコープ 3 の総排出量の少なくとも 2/3 をカバーする 1 つ以上の排出削減目標、およびサプライヤーや顧客とのエンゲージメント目標を設定しなければなりません。

スコープ3のカテゴリーごとの任意排出の定義については、Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard の表 5.4 (35 ページ) を参照のこと。

- 企業のバリューチェーン外の活動によって 削減することを計画している排出量のカテゴ リー(回避排出量)を対象とした目標は、2/3 バウンダリーにカウントされません。
- 企業は、スコープ3のカテゴリー11の排出 削減に寄与するGHG強度のグリッドでの改善 予測を考慮しても良い。企業は、排出削減量 の主張を裏付けるために、詳細な計算方法を 記載した補足資料を提供すべきである。

#### 以下の場合は要件を満たさない

• ターゲットバウンダリーが不明確 であるか、S3の総排出量の67%未満し かカバーしていない、

#### または

• 企業が、企業のバリューチェーン外の活動によって削減する予定の排出量のカテゴリー (例:回避された排出量)を2/3の目標バウンダリに含めていること

#### C19 - 期間

排出削減目標は、企業の目標が SBTi に提出されて正式に検証された日から 最低 5 年、最高 15 年をカバーする必 要があります。企業は、C19 で求めら れている中期目標に加えて、2050 年ま での長期目標を策定することが推奨さ れます。長期的なスコープ 3 の目標 は、C20 に準拠していなければならな い。

この基準は、パーセンテージベースのスコープ3の排出削減目標に適用される。ただし、サプライヤーエンゲージメント目標は例外である(C20.1参照)。

- ターゲットが上半期(すなわち6月末まで)に検証のために提出された場合、期間は提出された年を含みます。下半期に提出された場合、期間は翌年の開始時からとなります。
- 例:2021年前半に正式な検証のために提出されたターゲットの場合、有効なターゲット年は2025年から2035年まで、2021年後半に提出されたターゲットについては、2026年から2036年までが有効なターゲット年となります。

#### 以下の場合は、基準を満たす

- 目標年次が SBTi に提出された日から5年以上15年以下であること、 かつ
- 基準年が過去1年間(暦年または会 計年度)を含むこと

#### 以下の場合は要件を満たさない

対象年が SBTi への投稿日から 5 年 未満または 15 年以上であること、 または

TWG-PRO-002

<ul><li>長期のオプションターゲットは、ターゲッ</li></ul>
ト年が提出日から 15 年後から 2050 年までの
間であれば有効である。長期目標は、追加の
オプション目標として有効ですが、この基準
を満たすには不十分です。

- ターゲットとなる基準年は、過去1年(暦年または会計年度)を含む必要があります。
- 目標とする基準年は、データが入手可能な 直近の年を選ぶことを推奨しています。
- なお、中期的な目標と長期的な目標とでは、基準年と目標年を同じにすることをお勧めします。

・ 基準年のデータが完全ではないこと (例:将来の年を基準年としていること)。

## C20 -スコープ3の排出削減目標 に対する意欲の度合い

排出削減目標(バリューチェーン全体またはスコープ3の各カテゴリーを対象とする)は、以下のいずれかを満たす場合に十分な目標であると考えられます。

## 絶対的なパーセンテージベースの排出削減目標 の場合:

● 期間の目標(基準年から目標年までの目標)は、最低でも2℃目標の閾値と一致していなければなりません。

絶対的なパーセンテージベースの排出削減目標 に関しては、**以下の場合に要件を満たす** 

> ● 期間内の目標は、年率 1.23%以上の リニアな削減率と一致していること。

TWG-PRO-002

絶対的なもの:世界の気温上昇を産 業革命前と比較して2℃に抑えるた めに必要な脱炭素化の水準に見合っ た絶対的な排出削減目標であるこ と。絶対目標は、企業の活動を代表 する一貫した単位に基づく原単位で 表すことができる。

経済的原単位:単位付加価値あたり の排出量を前年比で7%以上削減す る経済的原単位目標。

物理的原単位:SDA 内の関連部門の 削減パスウェイに沿った原単位の削 減、または、絶対的な排出量の増加 をもたらさず、最低でも年間2%に 相当する一定の原単位の改善をもた らす目標。

## **目標が経済的原単位(例:収益)の削減に基づいてい** 強度ベースの排出削減目標を設定する場

- 原単位目標は、関連する活動の成長予測と 対になっていなければならない。活動量の成 長予測と対にして、原単位目標から得られる 絶対的な削減量を開示すること。
- 絶対的な削減量を評価し、期間の目標が少 なくとも2℃の閾値に沿っているかどうかを判 断します。
- また、経済的原単位の削減量を、前年比 7%の GEVA 閾値に合わせることも可能です。

#### 物理的原単位の低減を目標とする場合:

- 物理的原単位は、会社の活動を代表するも のでなければなりません。
- SDA パスウェイが利用可能な場合、期間内 の目標は、関連する SDA パスウェイの閾値と 一致していなければならない
- SDA パスウェイが関連しない場合、または 目標が関連する SDA パスウェイに沿っていな い場合は、原単位目標を関連する活動の成長 予測と対にして、原単位目標から得られる絶 対的な削減量を開示すべきであり、期間内の 目標は、少なくとも2℃目標の閾値と一致して いなければならない。

合、 以下の場合は、基準を満たす

ターゲットが経済ベースの場合

時間枠の絶対値での目標は、年間 1.23%以上の線形削減率と一致してい る、

#### または

時間枠の目標は、目標期間中に総付 加価値1単位あたり前年比7%の削減を 超える。

ターゲットが物理的な強度ベースであると き、以下の場合は、基準を満たす

- 期間内の目標が絶対値で年率 1,23% 以上の線形削減率に沿ったもの、 または
- 期間内の目標が、関連する SDA パス ウェイの閾値と一致している、 または
- 目標期間中に絶対的な排出量の増加 をもたらさず、かつ目標期間中に少な くとも年率2%の直線的強度の改善をも たらすものであること

TWG-PRO-002

• あるいは、目標は物理的強度の削減を推進し、基準年レベルからの絶対的な排出量の増加を防ぎ、年間少なくとも2%の物理的強度の削減につながるものとします。

## C20.1-サプライヤーまたは顧客のエン ゲージメント目標

科学的根拠に基づいた排出削減目標をサプライヤーや顧客に採用してもらうための企業の目標は、以下の条件を満たしていれば容認できるものとする。

バウンダリー:企業は、関連性と信頼性のある上流または下流のカテゴリーに沿って関与目標を設定することができる。

- サプライヤーエンゲージメント目標のバウンダリは、目標の対象となるサプライヤーの 排出量のみに対応すべきである。
- もし、サプライヤーが特定のスコープでの み SBT を設定することが要求される場合、そ のスコープの排出量のみがバウンダリーに計 上されるべきである。
- 目標の対象となるサプライヤーの割合と、 それが全体の排出量に占める割合を開示する こと。
- 排出量のデータが入手できない場合、企業は「支出ごと」のデータで代用し、その支出に関連する排出範囲の推定値を提供することで、C18 を満たしていることを証明することができる。
- 支出単位を使用する場合、対象となる割合は、希望するスコープ3のカテゴリーに属するサプライヤーへの支出にのみ対応する必要があります。

#### 以下の場合は、基準を満たす

• 企業は、排出量の割合(排出量がわからない場合は、排出量の推定値を代用した年間支出額)、および目標が対象とする関連する上流カテゴリーに関する情報を提供すること、

#### かつ

目標年は、ターゲットが正式なバリデーションのために提出された日から最大5年間であること、

## かつ

● 企業は目標において、サプライヤー が最新の SBTi 基準を満たす科学的根拠 に基づく目標を持つことを明記してい ること。

#### 以下の場合は要件を満たさない

TWG-PRO-002

策定:企業は、上流および下流のカ テゴリーからの排出量のうち、何% がエンゲージメント目標の対象とな るかについて、目標にて情報を提供 しなければならない。

または、そのような情報が得られない場合は、年間の調達支出の何パーセントが目標によってカバーされるかについて、目標で情報を提供すること。

期間:企業のエンゲージメント目標は、企業の目標がSBTiに提出されて正式に検証された日から最長5年以内に達成されなければなりません。

目標のレベル:企業のサプライヤー /顧客は、SBTi のリソースに沿った 科学的根拠に基づく排出削減目標を 持っていること。

- サプライヤーの目標が設定されている目標年は、提出日から5年以内でなければなりません。例:2021年前半に正式な検証のために提出されたターゲットは、2025年までが有効なターゲット年となります。2021年後半に提出されたターゲットは、2026年までが有効なターゲット年となります。
- サプライヤーは、目標を設定するために SBTi のリソースを参照する必要があります。 SBTi によるサプライヤーの目標の公式な検証 は必要ありません。
- 下流の顧客に対するエンゲージメント目標を設定することも可能である。この方法をとる場合、企業は、これらの顧客が独自の目標を設定するように影響を与える方法についても開示しなければならない。

- 対象年が正式な検証のために提出 された日から5年以上経過している、 または
- 全サプライヤーの排出量のうち、 目標がカバーする割合が明記されていない、

#### または

● 目標が、SBTi のガイダンスとツール を用いて科学的根拠に基づく目標を持 つことをサプライヤーに要求している ことを明記しておらず、その代わり に、GHG 削減目標やエンゲージメント 目標といった一般的な表現を用いてい ること。

#### C20.2 化石燃料の販売や流通

天然ガスやその他の化石燃料製品を販売、輸送、または流通させている企業は、「販売した製品の使用」のカテゴリーにおいて、産業革命前と比較して世界の気温上昇を2<sup> $\mathbb{C}$ </sup>以下に抑えるために必要な脱炭素化のレベルと最低限一致する排出削減のスコープ3 目標を設定しなければならない。

この基準は、化石燃料の販売や流通に関わる企業にの み関係する。収益の50%以上を化石燃料から得ている企 業は、現時点ではターゲットの検証の対象ではありま せん。これらの企業は、石油・ガス部門の方法論が発 表された際、それに従わなければなりません。

● 企業は、この基準が関連するかどうかを開示し、関連する場合には、化石燃料の下流使用を100%カバーするスコープ3の目標を提出しなければなりません

#### 以下の場合は、基準を満たす

● 販売や輸送される化石燃料の直接 使用段階での排出量を対象とする目標 を少なくとも1つ設定し、

#### かつ

期間内の絶対的な目標が2℃を大幅に下回る目標に沿っていること。

以下の場合は要件を満たさない

TWG-PRO-002

C20.1 に記載されている顧客エンゲー ジメント目標は、この基準には適用さ れない。

- 販売または流通した化石燃料は、企業が直接販売していなくても、GHG インベントリと目標バウンダリに計上しなければならない。
- 期間内の目標は、最低でも 2  $\mathbb{C}$  を十分に下回る基準に沿ったものでなければなりません。

• 販売、輸送される化石燃料の直接 使用段階の排出量をカバーする目標が 設定されていない、

#### または

絶対値での期間内の目標は、2℃を 十分に下回る基準に沿ったものではない

## C21: セクター別ガイダンスの要求事 項

企業は、関連するセクター別の手法やガ す。 イダンスに示されている目標設定や最低 レベルの要件に、遅くともセクターガイ ダンスの発表から6ヶ月後には従わなけ ればなりません。

セクターごとのガイダンスと要求事 項のリストは、このドキュメントの セクション9にあります。 企業がセクター固有のガイダンスが利用可能なセクター内で事業を行っている場合は、公表後6ヶ月以内に最新のガイダンスに従う必要があります。

#### 以下の場合は、基準を満たす

• 会社のセクターに関連する、また は利用可能なセクター固有のガイダン スがない、

#### または

セクター別のガイダンスが存在 し、企業がその最新版に従っていること、

#### または

• 古いバージョンのセクター別ガイダンスに準拠している(6ヶ月以内の提出物について)

TWG-PRO-002

#### C22 - 頻度

会社は、全社的な GHG 排出量のインベントリと、公表された目標に対する進捗状況を、毎年、公的に報告する。

企業は、公開された GHG インベントリ報告書の進捗 状況と目標に対する進捗状況を開示する場所とその 頻度を明記しなければなりません。

#### 以下の場合は、基準を満たす:

- GHG インベントリと目標の進捗状況 を年次で公表することを約束し、 かつ
- ●この情報が公開される場所が明記されている

#### C23 義務的な目標再計算

企業は、最低でも5年ごとにターゲットを見直し、必要に応じて再計算し、再検証するかどうかを表明しなければならない。

ターゲットは、既存のターゲットの妥当性と一貫性を 損なうような重大な変化を反映するために、必要に応 じて再計算されるべきである。以下のような変更があ った場合、ターゲットの再計算が必要となる。

- スコープ3の排出量がスコープ1、2、3の 排出量の40%以上になる。
- インベントリやターゲットバウンダリの除 外項目が大きく変わる。
- 会社の構造および活動の大幅な変更(買収、事業分離、合併、インソーシングまたはアウトソーシング、製品またはサービスの提供のシフトなど)。
- 成長予測などターゲットの算出に使用した データの大幅な変更 (例:重大な誤りの発 見、または複数の累積的な誤りがまとめて重 大な誤りとなる場合)。

#### 以下の場合は、基準を満たす:

- 企業は、少なくとも5年ごとに目標を見直し、必要に応じて再計算し、 再検証することを約束すること、 かつ
- 企業は、目標を再提出する場合、最新の基準に従うことを約束すること

TWG-PRO-002

	<ul><li>● その他、科学的根拠に基づく目標設定方法 で使用される予測・前提条件の変更。</li></ul>	
C24 ターゲットの妥当性  承認されたターゲットを持つ企業は、 承認日から 6 ヶ月以内に SBTi のウェ ブサイト上でターゲットを公表しなけ ればなりません。6 ヶ月を過ぎても発 表されていないターゲットは、SBTi との間で別の発表期間が合意されてい ない限り、再度承認プロセスを経る必 要があります。	<ul> <li>SBTiによって正式に承認された場合、企業は承認日から6ヶ月以内であればいつでもターゲットを発表することができます。</li> <li>6ヶ月後に未発表のターゲットは、完全な検証のためにSBTiに再提出しなければなりません。</li> </ul>	<ul> <li>以下の場合は、基準を満たす:         <ul> <li>ターゲットが SBTi によって正式に 承認されていること、</li> <li>かつ</li> </ul> </li> <li>承認日から6ヶ月以内に会社が公表 したもの</li> </ul>

## 9. セクター別の要件

現在、多くのセクターでセクター固有のガイダンスと手法が利用可能です。利用可能になった新しいセクター別ガイダンスはすべて、SBTi ウェブサイトのセクター開発ページにアップロードされます。SBTi には、目標設定方法の使用と最低レベルに関するセクター固有の要件があります。

表 8. セクター別ガイダンス

セクター	スコープ 1/2	スコープ 3	注意事項
発電	「Sectoral Decarbonization Approach (SDA) power generation pathway」は、企業が目標を設定する際の最低限の指標を設けています。 目標及びタイムフレームは、少なくとも、2度を大きく下回る水準に準拠するものでなくてはありません。 電力分野で事業を行う企業は、電気事業者向けのガイダンスを遵守する必要があります	C20 に沿った目標が必要	2021年1月より、電気事業者向けの最新のガイダンスに沿って、スコープ3の排出量が全体の40%以上を占めるこのセクターの目標を提出する企業は、新規の目標提出時に、スコープ1の発電を対象とした目標に加えて、すべての販売電力(スコープ3のカテゴリー3の購入・再販電力を含む)を対象とした排出削減目標を含めることが求められます。この目標は、SDAパスウェイを使用し、最低でも2℃をよく下回る水準に沿ったものでなければならない。

TWG-PRO-002

OEM (相手先商標製造会社) /自動車メーカー	「SDA Transport Tool for passenger light-duty vehicle」に沿ったものであれば十分な目標、または絶対的な縮小アプローチ	販売された製品の使用を対象 とする目標は、SDA Transport Tool で決定された最低レベル の目標を満たし、販売された 自動車の Well-to-Wheel (WTW) 排出量を対象とし、 2℃を十分に下回る水準に沿っ たものでなければなりませ ん。	OEM のためのテストと実際の排出量の比較 メーカーの場合: 相手先商標製品メーカーは、製品の使用段 階における基準年の排出量を、世界標準規 格(例: Worldwide Harmonized Light Vehicle Test Procedure - WLTP) が利用 可能な場合は、それを用いて実排出量に変 換しなければならない。特定の車種につい て正規の試験方法がない場合、企業は、燃 料消費に特化したデューティーサイクルに 基づく独自の推定値/シミュレーションを SBTi に提示し、その正当性を示すよう求め られる。
輸送サービス	SDA Transport Tool または絶対的縮小アプローチに沿ったものであれば、十分な目標である。	SDA Transport Tool または絶対的縮小アプローチに沿ったものであれば、十分な目標である。	SDA 輸送ツールが対象とするすべての輸送サブセクターの説明や、輸送活動の目標設定に関するベストプラクティスについては、SBTi 輸送ガイダンスを参照してください。  航空・海運セクターの企業の方は、セクター別の輸送方法論の詳細について SBTi の輸送リソースをご参照ください。  Well-to-wheel Boundary: 輸送関連の排出量目標を設定する企業は、パワートレイン技術の変化などによるTank-to-Wheel (TTW)と Well-to-tank (WTT)間の排出量の変化を正確に捉えるために、Well-to-Wheel 排出量(WTW)を目標境界に含めるべきである。

7 h 48 2	SBTi は、石油・ガス会社向けの目標設定方法を開発中であり、ガイダンスが完成するまでは、このセクターの目標を正式に検証することはできません。	SBTi は、石油・ガス会社向けの 目標設定方法を開発中であり、 ガイダンスが完成するまでは、 このセクターの目標を正式に検 証することはできません。	SBTi の検証対象である「石油・ガス」には、統合石油・ガス会社、統合ガス会社、探鉱・生産純粋業者、精製・販売純粋業者、石油製品販売業者、ガス販売業者、ガス小売業者が含まれますが、これらに限定されるものではありません。
石油・ガス	プロジェクトが進行中の間、 オイル&ガス会社は Commitment Letter を提出す ることで、SBT にコミットす ることが推奨されています。	プロジェクトが進行中の間、 オイル&ガス会社は Commitment Letter を提出する ことで、SBT にコミットするこ とが推奨されています。	SBTi は、企業をケースバイケースで評価 し、企業が SBTi 検証のために石油・ガ ス企業に分類されるかどうかを判断し、 分類される場合には、SBTi の石油・ガス 部門の開発が完了するまで、検証を進め ない権利を留保します。
化石燃料の販売・流通 *この情報は、化石燃 料の販売、伝送、また は流通からの収益が 50%未満の企業にのみ 適用されます。	主要なセクターのガイダンスに従う。	主要なセクターののガイダンスに加えて、スコープ3のカテゴリー11「販売された製品の使用」については、少なくとも十分に低い2℃の目標のしきい値に合わせて、絶対的な排出量の縮小または絶対的な縮小に合わせた原単位の目標を用いて、スコープ3の目標を設定する必要があります。	カテゴリ 11 については、企業の S1+S2+S3 の総排出量に対するこれらの排出量の割合に関わらず、目標を設定しなければならない。この場合、別途スコープ3の目標を設定する必要があるかもしれない。

これらの活動からの収益 が 50%以上の企業につい ては、上記の「石油・ガ ス」の項を参照してくだ さい。		将来的には、well-below 2°CのSDAパスウェイが利用 可能になるかもしれない。	
サービス/商業ビル	SDA Transport Tool または絶対的縮小アプローチに沿ったものであれば、十分な目標である。	目標は、C20 に沿ったものでなければならない。 建築・デザイン事務所の販売した製品の使用に伴う排出量の算入	目標の設定を希望する REIT (Real Estate Investment Trust) は、モーゲージベースの REIT かエクイティベースの REIT かを明記する必要があります。  エクイティベースの REIT は、企業の通常のターゲット検証プロトコルに従う必要があります。  モーゲージベース REIT は SBT を設定するために、代わりに金融機関のガイダンスを利用しなければなりません。
産業部門:	利用可能な SDA パスウェイま たは絶対的縮小アプローチに 沿っていれば、十分な目標で ある。	C20 に沿った目標が必要。	
金融機関	利用可能な SDA パスウェイまたは絶対的縮小アプローチに沿っていれば、十分な目標である。	2020年10月現在、SBTiは、 金融機関が投融資ポートフォ リオをパリに合わせた気候安 定化パスウェイに合わせるた めの基準の第一版を作成して おり、	金融機関向けの SBTi ガイダンスでは、 投資・融資活動のスコープ 1+2 とスコープ 3 の両方の目標を設定するための目標 設定要件を詳しく説明しています。

		金融機関はこの基準に基づいて公式検証のためにターゲットを提出することができるようになっています。	
情報・通信技術プ ロバイダー	絶対的な縮小アプローチに沿っている場合や、関連する ICT 経路の最低要件を満たしている場合には、十分な目標である。	C20 に沿った目標である。	移動体通信事業者、固定通信事業者、データセンター事業者などの ICT 企業を対象とした SBTI ガイダンスでは、スコープ 1+2 の目標を設定するための目標設定要件を詳細に説明しています。
化学	絶対的な縮小のアプローチに 沿っていれば、十分な目標で ある。	C20 に沿った目標である。	現在、SDAツールの化学セクターのパスウェイは使用できません。SBTiは、化学・石油化学企業が野心的な目標を設定し、脱炭素化を開始するための指針となる、セクター固有の手法を開発するための継続的なスコーピングプロジェクトを開始しました。フッ素ガス(またはHFCを使用する製品)を製造または販売する企業は、冷却装置/冷媒または工業用途でこれらのガスを使用する際の排出量を、以下のようにGHGインベントリに計上し、報告しなければなりません。

			スコープ3のカテゴリー11「販売された製品の使用」のGHGインベントリーに計上しなければなりません。また、HFCを使用した製品の廃棄に伴うHFC排出量をスコープ3のカテゴリー12の「販売した製品の使用後の処理」に計上しなければなりません。
アパレル・靴	絶対的な縮小のアプローチに 沿っていれば、十分な目標で ある。	C20 に沿った目標でなけれ ばならない	アパレル・フットウェアのバリューチェーンに属する企業は、ターゲット設定に関する詳細なガイダンスについて、「アパレル・フットウェア部門 SBT ガイダンス」を参照してください。
その他のセクター	絶対的な縮小のアプローチに 沿っていれば、十分な目標で ある。	C20 に沿った目標でなけれ ばならない	

セクター開発の最新情報については、SBTi ウェブサイトの「セクター開発」のページをご参照ください。

TWG-PRO-002

## 10. ターゲットの表現における要件

SBTi は、承認されたターゲット間の比較可能性と透明性を高めるために、ターゲットの表現に関する具体的なガイダンスを用意しています。企業はターゲットの表現に関する具体的なガイドラインに従うことが求められており、SBTi はこのガイドラインから逸脱したターゲットを承認しない権利を有しています。些細なニュアンスに見えるかもしれませんが、ターゲットの意図を大きく変える可能性があります。表 9 は、ターゲットの種類ごとに推奨されるターゲットテンプレートの文言です。SBTi のターゲット提出フォームで、推奨されている最新のターゲット文言をご確認ください。

表 9. 推奨されているターゲット文言テンプレート

ターゲットの種類	推奨される文言
絶対的な目標	[会社名]は、[基準年]から[目標年]までに、[スコープ○]の GHG 排出量の絶対量を[○○]%削減することを約束する。
強度目標	[会社名]は、[基準年]から[目標年]までに、[スコープ○]の GHG 排出量を、[単位]あたり[○○]%削減することを約束する。
サプライヤーエンゲージメント目標	[会社名]は、[目標年]までに、[カテゴリー名]をカバーする[支出額/排出量]のサプライヤーの[○○]%が科学的根拠に基づく目標を持つことを約束します。
再生可能エネルギー電力の調達目標	[会社名]は、再生可能エネルギーの積極的な調達を、[基準年]の[○○]%から[目標年]までに[○○]%に引き上げることを約束します。 <b>または</b> [会社名]は、[目標年]まで毎年 100%再生可能な電力を調達し続けることを約束します。

TWG-PRO-002

スコープ3の対象カテゴリーカバレッジ

ターゲットの文言では、購入した商品やサービス、販売した製品の使用など、対象となる特定のスコープ3カテゴリーに言及することが最善の方法である。しかし、ターゲットは特定の活動(例:建築材料の購入)に言及すべきではない。

さらに、企業がバイオエネルギーを使用している場合、関連する排出量/除去量をインベントリと一緒に報告し、ターゲットの 文言と同様にターゲットバウンダリに含めるべきである。その場合は、ターゲットの文言に以下の脚注を入れることが求められ る。

「\*目標バウンダリには、バイオエネルギー原料からの生物由来の排出量と除去量を含む。」

なお、「50.5%」のように小数点以下の数字を含む目標値を提出した場合、SBTi のウェブサイト上でわかりやすく伝えるために、「51%」のように小数点以下を四捨五入して表示します。

TWG-PRO-002

## 添付資料 1: 文書の履歴

バージョン	変更点	公表日	期間
1.0	ターゲット検証プロトコル の第一版	2019年4月	2019年4月から2020年7月
2.0	SBTi 基準 V4.1 に合わせて更新し、ターゲット分類、再提出、セクター別ガイダンスなど、要望の多かったトピックに関する詳細情報を提供しています。	2020 年 4 月	2020年7月から2021年3月
2.1	既存のルールをさらに明確にし、背景を説明するためのマイナーアップデート、および以下のような基準:セクション3:金融機関が最初の審査段階でどのように扱われるかを反映して更新	2021年4月	2021 年 4 月以降

TWG-PRO-002

セクション6:ターゲット
の分類ルールを改良し、承
認された複数のターゲット
を集計して温度評価を行う
方法をさらに明確にした。
セクション8:基準表は、基準
の文言の変更を反映して更新
され、明確化のために文章に
も若干の変更が加えられてい
ます。

TWG-PRO-002